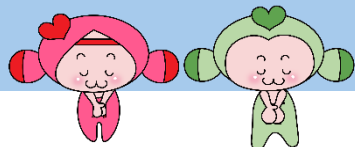


求職活動等を行う皆さまへ



令和8年10月1日

本会では、面談・面接、資格取得のための実習等を含む採用活動等の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等（※）の防止に取り組んでいます。

求職者等の皆さまが安心して面談・選考、実習等に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

（※）パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含みます。

【求職者等とは】

- 求職者（本会の求人に応募する者）
- 求職者以外の者のうち、以下に該当するもの
 - ・ 本会の実施する職員の採用に資する活動に参加する者
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。
なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

【求職活動等における本会のルール】

1. 本会では、ハラスメント行為の防止について、職員に対する周知・啓発を継続的に行っています。
2. 面談・面接に関するルール
 - （1）面談・面接の時間：8時30分～17時15分
 - （2）場所：本会事務所・相談室・打ち合わせスペース等、本会が指定した場所
 - （3）実施体制：複数人で実施する、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、本会が認めた体制で行います。なお、閉じられた空間で行う際は、できるだけ複数の職員で対応するように配慮します。
 - （4）連絡手段：本会の電話またはE-mailを使用します
（原則として、職員は本会が使用または貸与する電話または本会が管理するメールアドレスを使用します）

【禁止される行為について】

- ・ 性的な発言、質問、冗談、からかい
- ・ 私生活（交際関係、性的指向等）に必要以上に立ち入る質問
- ・ 個人的な食事・交際・連絡の執拗な誘い
- ・ 不必要な身体的接触
- ・ 面談や連絡において過度に不快や不安を与える一切の言動

【相談窓口について】

本会の採用活動等において、万が一、職員等から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

<相談窓口> 総務課：労務担当（電話：０５２－４４３－４２９１）

社会福祉法人あま市社会福祉協議会 総務課

令和８年１０月１日